

白山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

令和3年12月17日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、白山市議会議員（以下「議員」という。）が果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって白山市議会（以下「市議会」という。）の会議等に欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、白山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年白山市条例第54号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 市議会定例会の本会議

イ 白山市議会委員会条例（平成17年白山市条例第221号）により設置された委員会の会議

ウ 白山市議会会議規則（平成17年白山市議会規則第1号。以下「規則」という。）第106条に規定する委員会による委員の派遣

エ 規則第166条第1項及び第2項に規定する協議等の場における会議

オ 規則第167条第1項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、療養等の理由により90日を超えて市議会の会議等に出席しないことをいう。

(長期欠席に係る届出等)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書（様式第1号）により議長に届け出るものとする。この場合において、議員自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

2 前項の規定による届出に際しては、医師が作成した診断書その他の書類を

添付するものとする。ただし、議長が添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした議員は、その後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした議員は、前項の規定による届出をするまでの間は、規則の規定による欠席届を重ねて提出することを要しない。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる議員報酬の額に100分の60を乗じて得た額を当該議員報酬の額から減じた額とする。

2 前項の規定は、欠席の期間が90日を超えた日の属する月から長期欠席後に初めて市議会の会議等に出席した日又は前条第3項の規定による届出があった日のいずれか早い日の前日の属する月まで適用する。ただし、長期欠席に該当する期間がその一部にとどまる月にあっては、当該月のうち長期欠席に該当する期間に限って、日割りにより同項の規定を適用する。

3 前2項の規定により議員報酬を減額する月の議員報酬が既に支払われている場合であって、支給額の調整が必要となるときは、その後に支給される直近の議員報酬において調整して支給するものとする。

（期末手当の減額）

第5条 議員報酬等条例第4条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）の前6月以内の期間において、長期欠席に該当する期間があるときの期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、基準日の前6月の現日数を基礎として日割りにより計算して得た長期欠席に該当する期間分の期末手当に相当する額に100分の60を乗じて得た額を同条の規定により受けるべき期末手当の額から減じた額とする。

（除外期間）

第6条 次に掲げる期間は、長期欠席に該当する期間として算入する期間に含めないものとする。

(1) 白山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成17年条例第50号)により認定された公務上の災害又は通勤による災害による欠席期間

(2) 規則第2条第2項又は第91条第2項の規定により提出された議員の出席に係る欠席届に記載された欠席期間

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項の規定による通知を受け、同条第2項の規定により業務に従事してはならないとされた期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると議長が認める期間

(議員報酬の一時差止処分)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けたときは、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項の規定による一時差止めの際し、既に逮捕等を受けた日の属する月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため当該月の議員報酬に係る一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差し止めるべき額を差し引くものとする。ただし、翌月の議員報酬から差し引くことができないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

4 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分を受けた議員に対し、当該処分の原因となった刑事事件について、公訴を提起しないこと又は無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、当該処分は、その効力を失う。

(期末手当の一時差止処分)

第8条 議員が基準日の前6月以内の期間に逮捕等を受けたときは、議員報酬等条例第4条の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員について準用する。

(一時差し止めた議員報酬及び期末手当の不支給)

第9条 前2条の規定により議員報酬又は期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員に対し、当該処分の原因となった刑事事件について有罪の判決が確定したときは、当該処分に係る議員報酬又は期末手当を支給しない。

(端数計算)

第10条 第4条若しくは第5条又は第7条の規定により減額して支給する議員報酬又は期末手当の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて支給する。

(減額等の効力)

第11条 この条例の定めるところにより議員報酬又は期末手当の減額、一時差し止め又は不支給を受けた議員が再び議員の資格を得たときは、当該減額等の効力は、新たな任期に係る議員報酬及び期末手当には及ばない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期欠席届出書

年 月 日

白山市議会議長 様

議員氏名：

（ 代理人氏名：
続 柄：
連 絡 先： ）

白山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 長期欠席理由 療養（病名： ）
備考：

3 添付書類 診断書 その他（ ）

※当届出書は、長期欠席する（90日を超える欠席をする）こと（見込み）となった場合に提出すること。

様式第2号（第3条関係）

復帰届出書

年 月 日

白山市議会議長 様

議員氏名

年 月 日から議会活動等に復帰しますので、白山市議会議員
の議員報酬等の特例に関する条例第3条第3項の規定により届け出ます。